

大田市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月17日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第64号

大田市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、予防接種料のうち破傷風予防接種は1回につき2,200円、水痘予防接種は1回につき6,600円、インフルエンザ予防接種は1回につき3,300円、肺炎ワクチンは1回につき6,600円とする。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。